

宮城県公報

行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ペー
ジ

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動の禁止

(家畜防疫対策室)

一

告 示

○宮城県告示第八百四十六号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）第八条第一項の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、知事が指定する家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動の禁止区域を次のとおり指定するので、第十条の規定により告示する。

令和四年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定する家畜等の移動の禁止区域

角田市稲置（水溜、荒神）